

日本大腸肛門病学会
医学系研究の利益相反に関する指針に対する補則(抄)

第1条 略

第2条 略

第3条(役員等)

- 1、日本大腸肛門病学会の役員などは、新就任時と、就任後は1年ごとに別紙様式3の「役員などの利益相反自己申告書」により利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。
- 2、役員などが開示する義務のある利益相反状態は、日本大腸肛門病学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。
- 3、各々の開示・公開すべき事項については自己についての別紙「開示事項」に定める事項および配偶者、一親等以内の親族または、収入・財産を共有する者についての別紙「開示事項」の①～③に定める事項とする。申告すべき期間は直近の暦年1年分とし、新就任時は就任日から3年前(暦年)までさかのぼった利益相反状態を自己申告しなければならない。役員のうちいずれかを兼任する者は、その就任の時期の最も早いものについて、その就任日の3年前(暦年)までさかのぼった自己申告書(様式3)を提出する。

第4条(役員等の利益相反自己申告書の取扱い)

本補則に基づいて日本大腸肛門病学会に提出された様式3、およびそこに開示された利益相反状態(以下「利益相反情報」という。)は日本大腸肛門病学会事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。利益相反情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会および利益相反委員会が随時利用できるものとする。その利用には、当該申告者の利益相反状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を日本大腸肛門病学会内部に開示、あるいは社会へ公開する場合を含むものとする。様式3の保管期間は役員などの任期終了後2年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、様式3の保管期間中に、当該申告者について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、様式3の廃棄を保留できるものとする。

第5条 略

第6条 略

(別紙)

開示事項

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1 つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上の場合
- ② 株の保有については、1 つの企業についての 1 年間の株による利益(配当、売却益の総和)が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1 つの特許権使用料が年間 100 万円以上の場合
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円以上の場合
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆(座談会記事を含む)に対して支払った原稿料については、1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上の場合
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1 つの企業などから医学系研究(受託研究、共同研究、治験など)に対して支払われた総額が年間 100 万円以上の場合
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄付金(奨励寄付金)については、1 つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 100 万円以上の場合
- ⑧ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合
- ⑨ その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間 5 万円以上の場合